

2025年5月1日以降の電気需給契約に係る変更について

日頃は北陸ガスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

2025年5月1日より、電気需給契約について、以下のとおり変更いたします。

1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価について

2025年5月分から2026年4月分の再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、以下のとおりとなります。

	現行	新
適用月分	2024年5月分 ～2025年4月分	2025年5月分 ～2026年4月分
再生可能エネルギー 発電促進賦課金単価（税込）	3.49円/kWh	3.98円/kWh

※北陸ガス株式会社は、東北電力株式会社(小売電気事業者登録番号 A0268)の取次事業者として、東北電力株式会社が供給する電気を販売いたします。

2. 電気需給約款の変更について

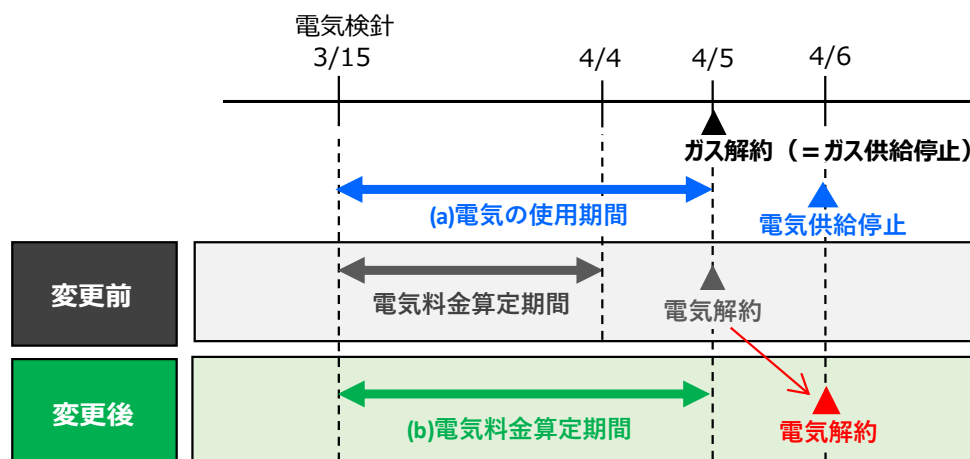
(1) 変更の内容

① 解約日の変更について

現在、当社の電気需給約款では、解約時の料金算定期間は解約日の前日までと定めておりますが、ガス使用契約と同時に電気需給契約が解約となった場合については、ガス使用契約の解約日当日まで電気をご使用いただける状態としていることから、電気の使用期間と料金算定期間を合わせるため、**電気の解約日を「ガス使用契約の解約日の翌日」に変更**いたします。

<電気需給約款の算定期間・電気解約日イメージ>

例：4月5日にガスを解約（電気の解約日：変更前4月5日⇒変更後4月6日）



この変更により、(a)電気使用期間と(b)電気料金算定期間が同期間となります。
(電気の供給停止日と電気解約日が同日になります。)

② 休日の追加について

休日の定義に12月29日を追加いたします。

(2) 電気需給約款および電気需給契約に係る重要事項説明書の変更点

①電気需給約款

変更前	変更後
<p>2.定義 (27) 休日 日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日及び12月30日をいいます。</p> <p>8.電気需給契約の成立 (6) 当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日と同日といたします。ただし、以下の場合は、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。</p> <p>① ガス使用契約の解約の申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日及び休日を除く日といたします。</p> <p>② ガス使用契約の解約の申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日及び休日を除く日といたします。</p> <p>40.お客さまからの電気需給契約の廃止 (1) お客さまが電気需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日及び休日を除く日以降で定めていただきます。</p> <p>付則 1.本約款の実施期日 本約款は、2024年10月1日から実施いたします。</p>	<p>2.定義 (27) 休日 日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに12月29日及び12月30日をいいます。</p> <p>8.電気需給契約の成立 (6) 当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日の翌日といたします。ただし、以下の場合は、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。</p> <p>① ガス使用契約の解約の申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日といたします。</p> <p>② ガス使用契約の解約の申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日といたします。</p> <p>40.お客さまからの電気需給契約の廃止 (1) お客さまが電気需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日以降で定めていただきます。</p> <p>付則 1.本約款の実施期日 本約款は、2025年5月1日から実施いたします。</p>

②重要事項説明書

変更前	変更後
<p>2.電気需給契約の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>・当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日と同日といたします。ただし、以下の場合は、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。</p> <p>① ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日、日曜日及び銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに12月30日（以下「休日」といいます。）を除く日といたします。</p> <p>② ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日及び休日を除く日といたします。</p> <p>15.お客さまからの電気需給契約の変更・廃止 お客さまが契約内容の変更を希望される場合は、インターネットでのお手続き又は23（お問い合わせ先）までご連絡ください。また、電気需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する、土曜日及び休日を除く日以降で定めていただきます。</p>	<p>2.電気需給契約の成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ (略) ・ (略) <p>・当社は、お客さまとの電気需給契約の成立の後、当社とのガス使用契約が解約された場合、電気需給契約を解約いたします。この場合の電気需給契約の解約日は、ガス使用契約の解約日の翌日といたします。ただし、以下の場合は、電気需給契約の解約日を次の通りといたします。</p> <p>① ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、ガス使用契約の解約日と同日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日〔土曜日、日曜日及び銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日並びに12月29日及び12月30日（以下「休日」といいます。）を除きます。〕の翌日といたします。</p> <p>② ガス使用契約の解約のお申し込みを受け付けた日が、土曜日及び休日もしくはその前日かつガス使用契約の解約日が受付日の直後に到来する土曜日及び休日の場合、電気需給契約の解約日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日といたします。</p> <p>15.お客さまからの電気需給契約の変更・廃止 お客さまが契約内容の変更を希望される場合は、インターネットでのお手続き又は23（お問い合わせ先）までご連絡ください。また、電気需給契約の廃止を希望される場合は、あらかじめその廃止期日を定め、当社に通知していただきます。廃止期日は、原則としてお客さまからの通知を受け付けた日の翌日以降の日といたします。なお、通知を受け付けた日が土曜日及び休日もしくはその前日の場合、廃止期日は、原則として受付日直後に到来する日（土曜日及び休日を除きます。）の翌日以降で定めていただきます。</p>

(3) 変更後の電気需給約款および電気需給契約に係る重要事項説明書

- ・[電気需給約款（2025年5月1日実施）](#)
- ・[重要事項説明書（2025年5月1日実施）](#)

(4) 本件に関するお問い合わせ先

北陸ガスお客さまセンター 0570-025-880【ナビダイヤル*】

受付時間：【月～金曜】8：30～17：10（祝日、年末年始【12/30～1/3】は除く）

*ナビダイヤルをご利用になれない場合は、025-229-1104までおかけください。